

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



文京区条例第四十三号

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項（第一号ただし書を除く。）及び前項本文の規定により置かなければならない登録を受けた者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確

保しなければならない。

第九条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十条の二 認定こども園の設置者は、法第六条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「、同項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と」を削り、付則第三項を付則第四項とし、付則第二項の次に次の一項を加える。

3 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五条第二項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定及び第十条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。